

外国為替証拠金取引に注意

仕事の窓

財務部

BUSINESS REPORT 3

「絶対にもうかる」など 詐欺的な勧誘



近年、外国為替証拠金取引をめぐるトラブルが増え、社会問題となつて
います。そこで、一般顧客を保護する
ため昨年十二月に金融先物取引法が
一部改正され、今年七月一日に施行され
ました。

外国為替証拠金取引は非常にリスク
の高い取引です。取引の仕組みや契約
の内容が十分に理解できない場合は
きっぱり断るなど、トラブルに遭わ
ないように注意しましょう。

外

外国為替証拠金取引をめぐる
トラブルの主な原因は、業者
による執拗・強引な勧誘や断定的判断
(たとえば、「絶対にもうかる」など)、
取引の仕組み等についての説明不足、
無断売買等の不公正な取引、精算金の
支払拒否などです。

悪質な業者の中には、「銀行の外貨預
金と同じ」「元本割れはしない」などと、
証拠金が保証されているような誤っ

た情報を提供する者や、虚偽の説明に
よる詐欺的な勧誘を行う者もいます。

この取引はリスクが高く、仕組みも
複雑ですが、これを理解しないまま
取引を行って被害を受ける人が、投資
に関する知識・経験の少ない高齢者や
主婦を中心に多くみられます。

外国為替証拠金取引とは

外国為替証拠金取引とは、一般に、
顧客が約定元本の一定率(5～10%
程度)の証拠金(保証金)を業者に差し
入れて、外国通貨の売買(例えば日本円
で米ドルを買う、米ドルを売って日本
円を受け取るなど)を差金決済で行う
取引と言われています。

外国通貨が安いときに買って高い
ときに売れば利益が出ますが、その
逆になれば損失が出るというように、
損益は外国為替相場の変動などに
よって生じます。

規制の内容

外国通貨を一定の将来時点で、現在
契約した価格で決済することを約束
する取引などを金融先物取引といい、
金融先物取引法で規制されています。
しかし、外国為替証拠金取引は、この
法律の規制対象外でした。そこで、一
般顧客を保護するため、昨年十二月
に金融先物取引法が一部改正され、
今年七月一日に施行されました。改正
された法律の内容は次のとおりです。

●法律による規制の対象に

一般顧客を相手方として外国為替
証拠金取引を行う業者も「金融先
物取引業者」とし、金融先物取引法
の規制の対象になりました。

●登録制に

金融先物取引業が登録制となり、
株式会社または銀行等の金融機関
でなければ行うことができません。

●広告の規制

業者が広告をするときは、取引に
よって損失が生じる恐れがあるこ
とや、損失の額が保証金の額を上
回ることになる恐れがあること、
手数料のことなど、重要事項につ
いて表示しなければなりません。

●禁止行為を定める

業者による次のような行為は禁止
されます。

◆顧客から勧誘の要請がないにも
かかわらず訪問または電話で勧誘
すること

◆契約を締結しない旨の意思を表
示した顧客に対して勧誘すること
◆絶対にもうかるなど断定的判断
を提供して勧誘すること。

●書面の交付を義務付ける

契約締結前や、取引が成立したとき、
証拠金を受領したときは、顧客に
書面を交付しなければなりません。

●外務員の登録

業者は、その役員または使用人の
うち、金融先物取引の受託等を行う
者(外務員)を国に登録しなければ
なりません。

【出典 平成十七年四月四日号につぼん
NOW】

【問合せ先】

沖縄総合事務局財務部
金融監督課
電話:098-862-1944



外国為替証拠金取引の規制などについては、
金融庁ホームページをご覧ください
<http://www.fsa.go.jp/>
外国為替証拠金取引によるトラブルについて
は、消費者生活センターにご相談ください。